

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例(令和元年名張市条例第23号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求(以下、「本件請求」という。)に対し、実施機関が行った公文書不存在決定(以下、「本件決定」という。)の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和4年5月26日

請求内容：名張市農業委員会が行っている以下の接遇等について、「行う」と定めている公文書、または「行わない」と定めている公文書。

- ① 維持管理室長、農林資源室長、農業委員会次長に「差別された」と感じたことを訴えたところ、「差別していない」とふてくされるだけで謝罪しない。
- ② 農業委員会に郵便物が届いていないことを伝えたところ、「送りました」とふてくされるだけで謝罪しない。
- ③ 開発行為に関連して、地元関係者からの不当な金員を要求され15万円支払った事実を口頭、メールで伝えたところ、「そのようなことは聞いていない」と無視する。「無視するな」と言うと「あなたの意見は聞かないことにする」と差別する。
- ④ ③の金員の要求者と職員の癒着を疑う旨を告げても無視を続ける。
- ⑤ 総務室、人事研修室に審査請求書等を持参しても、まともに見ないで違う部署を案内する。市から届く郵便物の書類に不足があったり、作業中の付箋が付いたままだったりすることを指摘しても「間違っていない」と開き直る。

また、これらと併せ、名張市職員が公務において公正な判断が出来ること示す根拠。

実施機関の処分：令和4年6月9日付け名農委第81号(不存在決定)

処分内容：該当する公文書を取得及び作成しておらず、保有していないとして不存在決定

3 審査請求人の主張要旨

名張市農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、名張市が保有している公文書の公開を求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市農業委員会に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張趣旨

本件決定は、実施機関が本件請求書の記載から合理的に公文書を特定し、決定した適法な処分である。

本件決定を取り消すには、本件決定の違法または不当が必要だが、審査請求人は具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件決定の違法、不当も主張していないため、本件決定を取り消す理由がない。

また、名張市が保有している公文書を公開せよという主張についても、本件請求の実施機関は名張市農業委員会であって名張市長ではないため、審査請求人の主張は不適切かつ不合理であり、本件決定を取り消す理由にならない。

なお、教示については、本件決定通知書において必要な教示を行っている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件決定について

審査請求人の主張は、本件決定とは別の実施機関の保有する公文書の公開を求めるものであり、合理性がない。

なお、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月 2日	諮問
令和4年12月 7日	令和4年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和4年12月27日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
委 員	田中 友康	楠井法律事務所 弁護士